

○松本市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の届出に関する規則

令和3年3月25日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に定めるもののほか、無料低額宿泊所（松本市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年条例第5号）第3条に規定する無料低額宿泊所をいう。以下同じ。）の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(開始の届出)

第2条 法第68条の2の規定による届出は、第2種社会福祉事業（無料低額宿泊所）開始届（様式第1号）により行うものとする。

(変更の届出)

第3条 法第68条の3の規定による届出は、第2種社会福祉事業（無料低額宿泊所）変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

(休止又は再開の届出)

第4条 法第68条の2第1項の規定により届出をした者は、開始した社会福祉住居施設を設置する第2種社会福祉事業を休止したときは、休止日から1月以内に第2種社会福祉事業（無料低額宿泊所）休止・再開届（様式第3号。以下「休止・再開届」という。）により市長に届け出なければならない。

2 法第68条の2第2項の規定により届出をした者は、開始した社会福祉住居施設を設置する第2種社会福祉事業を休止しようとするときは、あらかじめ、休止・再開届により市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定により休止の届出をした者は、休止した社会福祉住居施設を設置する第2種社会福祉事業を再開したときは、再開の日から1月以内に休止・再開届により市長に届け出なければならない。

4 第2項の規定により届出をした者は、休止した社会福祉住居施設を設置する第2種社会福祉事業を再開しようとするときは、あらかじめ、休止・再開届により市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第5条 法第68条の4の規定による届出は、第2種社会福祉事業（無料低額宿泊所）廃止届（様式第4号）により行うものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、無料低額宿泊所の届出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

第2種社会福祉事業（無料低額宿泊所）開始届

年 月 日

(宛先) 松本市長

[施設設置者]
所在地
名称
代表者

社会福祉住居施設を設置する第2種社会福祉事業を開始するに当たり、社会福祉法第68条の2の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 施設の名称及び種類

フリガナ			
施設の名称			
施設の所在地	〒 — ビルの名称等		
連絡先	電話番号	FAX番号	
	E-mail		
種類	社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業（無料低額宿泊所） サテライト型住居の設置 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（添付書類15のとおり）		

2 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況

法人の名称			
主たる事務所の所在地	〒 — ビルの名称等		
連絡先	電話番号	FAX番号	
	E-mail		
届出時における法人等の経歴・資産状況	添付書類1～4のとおり		
代表者	職名	氏名	

3 条例、定款その他基本約款

届出時における法人の定款等	別添2のとおり
当該事業の実施を規定している条項	第 条

4 建物その他の設備の規模及び構造

利用定員	名
構造	造 階建 (うち、当該施設として使用する部分 階部分の 全部 ・ 一部)
敷地面積	m ²
総床面積	m ² (うち、当該施設に使用する部分：専用 m ² 、共用 m ²)
建築年月日	年 月 竣工
建物の平面図	添付書類6のとおり
当該事業に使用する設備の有無 (有する設備に☑)	<input type="checkbox"/> 居室 (詳細は添付書類7のとおり) <input type="checkbox"/> 炊事施設 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗濯室又は洗濯場 <input type="checkbox"/> 共用室 <input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> その他 ()
土地及び建物の使用に関する権利	添付書類8のとおり

5 事業開始の年月日

年	月	日
---	---	---

6 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

施設の管理者 (施設長)	職名	フリガナ 氏名
幹部職員 (施設長とは別に幹部職員を配置する場合のみ記載)	職名	フリガナ 氏名

7 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

運営の方針	
処遇に関すること	添付書類10のとおり
運営規程等	添付書類11～14のとおり

8 添付書類

- (1) 届出時における法人の登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
- (2) 届出年度前3年度分の事業報告・決算書類
- (3) 届出時における役員等名簿
- (4) 代表者誓約書
- (5) 届出時における法人の定款等
- (6) 平面図 (各部屋の広さや長さがわかる図面)
- (7) 居室面積・使用料 (家賃) 一覧
- (8) 登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等 (土地・建物の権利関係を明らかにすることができる書類)
- (9) 経歴申告書
- (10) 入居者に対する処遇に関する項目
- (11) 運営規程
- (12) 金銭管理規程 (金銭管理を実施する場合のみ)
- (13) 事業開始時における契約書 (居室利用・サービス利用)・重要事項説明書
- (14) 事業開始時における契約書 (金銭管理) (金銭管理を実施する場合のみ)
- (15) サテライト型住居の名称、建物その他の設備の規模及び構造、福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法 (その他、必要に応じて添付が必要になる書類)

- ・ 消防法関係規定の対応状況が確認できるもの
(直近の消防用設備等点検結果報告書、消防法関係の各種 届出書、消防担当部署の直近の指導状況等)
- ・ 消防法に基づく防火対象物使用開始届
- ・ 資格証、研修終了証、実務経験証明書
- ・ 損害賠償責任保険証書

様式第2号（第3条関係）

第2種社会福祉事業（無料低額宿泊所）変更届

年 月 日

(宛先) 松本市長

[施設設置者]

所在地

名称

代表者

この度社会福祉住居施設を設置する第2種社会福祉事業について、届出事項を変更（する した）ため、社会福祉法第68条の3の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 事業所（無料低額宿泊所）の名称	
2 変更年月日	年 月 日
3 変更事項（該当する事項に○）	①施設の名称及び種類 ②設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況 ③条例、定款その他の基本約款 ④建物その他の設備の規模及び構造 ⑤事業開始の年月日 ⑥施設の管理及び事務を担当する幹部職員の氏名及び経歴 ⑦福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法
4 変更の内容（変更前後の比較）	
5 変更の理由	
6 添付書類	

注 この届出書は変更後1か月以内に届け出ること。ただし、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が、「3 変更事項」の④、⑤、⑦を変更する場合には変更する前に届出が必要となるので注意すること。

様式第3号 (第4条関係)

第2種社会福祉事業 (無料低額宿泊所) 休止・再開届

年 月 日

(宛先) 松本市長

[施設設置者]

所在地

名称

代表者

この度社会福祉住居施設を設置する第2種社会福祉事業について、休止又は再開を (する した) ため、社会福祉法第68条の2の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 事業所 (無料低額宿泊所) の名称	
2 休止・再開の別 (該当する項目に○)	休止 再開
3 休止・再開の理由	
4 休止・再開年月日	年 月 日
5 休止・再開に係る連絡事項	
6 付書類	

注 この届出書は、廃止又は再開後1か月以内に届け出ること。

様式第4号（第5条関係）

第2種社会福祉事業（無料低額宿泊所）廃止届

年 月 日

（宛先） 松本市長

〔施設設置者〕

所在地

名称

代表者

この度社会福祉住居施設を設置する第2種社会福祉事業を廃止したため、社会福祉法第68条の4の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 廃止する事業所（無料低額宿泊所）の名称	
2 廃止年月日	年 月 日
3 廃止の理由	
4 廃止に係る連絡事項	
5 添付書類	

注 この届出書は廃止の日から1か月以内に届け出ること。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)